

鳥取県立倉吉養護学校通学バス運行に関する事項

- 1 原則として、学校が呈示する運行表に基づき運行するものとする。
- 2 甲は、乙の指定する連絡先に、次の各号のとおり連絡するものとする。
 - (1) 該当月運行予定表を前月の25日までに送付する。
 - (2) 甲は、前号で通知した予定以外の変更が必要となった場合は、2日前までに通知する。ただし、部活動等の諸行事により乗車する児童生徒がいない場合は、当日の9時30分までに通知する。
 - (3) 特別事業により臨時休業する場合は、ただちに連絡し、運休日とする。
- 3 乙は使用するバスに任意保険をかけなければならない。なお、契約の際と保険を更新した場合は、その写しを甲に提出するものとする。
- 4 乙は、使用するバスに携帯電話を常備し、原則とし着信専用として使用する。ただし、緊急の場合はこの限りでない。
- 5 甲は、通学バスの管理状況について乙に報告を求めることができる。乙は管理について改善が必要な場合は、速やかに対応すること。
- 6 乙は、通学バスに児童生徒が乗車中は、児童生徒の安全管理のため甲の支援に協力するものとする。
- 7 乙において労働組合の争議行為がある場合は、その都度協議する。
- 8 台風、水害等の災害、道路事情等やむを得ない事由により運行できないときは、双方協議の上最善の方法をとるものとする。